

潜在能力アプローチにおける社会的選択問題 ——「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」 社会的評価は形成可能か？——

後 藤 玲 子

I はじめに

本稿の目的は、アマルティア・センの潜在能力アプローチを社会政策に適用する際に、留意すべき方法的問題を明らかにすることにある。潜在能力アプローチの特徴は、経済学が従来、依拠してきた所得概念や効用概念にかわって、「潜在能力」概念をもとに、一人ひとりの個人が被っている不利性をより客観的に、けれども可能なかぎりその人の総体においてとらえたうえで、適切な資源再分配政策を構想しようとする点にある。それは、個人の利益や目標そして意思とともに尊重する社会政策を可能とするものとして注目される。だが、実際の適用において潜在能力アプローチはいくつかの困難をまねがれえない。以下に、問題関心の所在を記そう。

センによれば、潜在能力 (capability) は、財やサービス (より厳密には、財やサービスのもつ「特性 (characteristics)」¹⁾) を利用して達成可能となる諸機能 (functionings, すなわち、さまざまな行いや在りよう) の集合として定義される。潜在能力の中から何を実際に選ぶかは、本人が「価値をおく理由のある生」をもとに決められるとしても、本人が選ぶことのできる諸機能が不足していると判断された場合には、社会的に保障する手立てがとられることになる。センはその目標を、「本人が価値をおく理由のある生を生きられること (to live the kind of lives they have reason to value)」²⁾、すなわち、実質的自由の保障においた。だが、容易

に想像されるように、本人が選ぶ局面をどこに設定し、選ぶことを可能とする条件に何を入れ込むかは、決して自明の問題ではない。1人の個人内においても、真の利益と選ぶようとする事柄とはしばしば相反するし、変化もする。まして複数の個人の間では、利益自体、あるいは選択したいと考える領域自体が相対立する可能性を秘めている²⁾。

したがって、潜在能力アプローチを実際に適用するためには、「潜在能力」概念に基づいて個々人の個人的評価——それは、現在、個人が享受している潜在能力を含めて、異なる代替的な環境 (社会政策を含む) のもとで個人が享受しうる代替的な潜在能力に対する評価をあらわす——をいかに構成するか、また、個々人の個人的評価を集約しながら、社会的評価——それは、異なる代替的な環境から人びとが受ける影響の違いを考慮しながら、政策を選択する基礎となる——をいかに形成するか、という問題に答える必要がでてくる。

先行研究においてこの問題は、異なる複数の要素から統一的な尺度を構成する測定の問題として、あるいは、善き生の観点から潜在能力の構成要素を特定化する哲学的な問題として扱われてきた。それに対して、本稿の特徴は、この問題を社会的選択理論の枠組みから考察することにある。

社会的選択理論とは、ケネス・アローに始まる厚生経済学の一領域であり、主として、社会を構成する人びとの個人的な評価に基づいて社会的な評価を形成する集計手続きを研究する理論である。そのエッセンスはセンの次の言葉に凝縮されている。

社会内の異なる個人において、選好、関心、および不測の事態の多様さが窺える場合に、社会についての説得力ある判断の集計(例えば、「社会的厚生」、「公共の利益」、「集計された貧困」について)に、いかにして到達できるのか?われわれはいかにして、「社会はこれよりもそちらを好む」とか「社会はそれよりもこちらを選ぶべきだ」、または「これは社会的に正しい」といった形で、そのような集計された判断の合理的な基礎を見出だすことができるのだろうか?すべての可能性において、特に、ホラティウスがはるか昔に「人々の数だけ多くの選好がある」と記したように、社会的選択はリーズナブルでありえようか?〔Sen 2002, p.66〕

センは、潜在能力アプローチの基本的枠組みを提示したものの、その具体的な構成要素やそれに基づく具体的な政策に関する決定を、当該社会の人びとの公共的討議や推論の問題に残した。その一方で、潜在能力に関する社会的評価に関しては、異なる複数の評価順序の共通部分をとることによって、福祉の共通基準を導出できればよいと主張している³⁾。これらの主張は、貧困や不平等の測定に関するこれまでのセンの研究——異なる測定方法の共通部分に基づいて部分順序を指定する測定指標を再構成する試みなど——の延長線上にあるものと解釈される⁴⁾。また、そもそも、適切な社会政策を判断する社会的評価を、人びとの個人的評価をベースとしながら構成していくという発想、しかも、それを投票というステージに象徴的に示される個人主義的な意思決定の集合としてとらえるのではなく、人びとが互いに討議し、推論を重ねていく公共的な評価形成プロセスとして構想するという発想は、セン独自の社会的選択理論の到達点として注目される⁵⁾。

本稿の関心は、第一に、潜在能力アプローチに関するセンのこのような議論を、彼自身の社会的選択理論の枠組みで確認すること、すなわち、潜在能力アプローチにおける個人的・社会的評価形成の問題を、アロー型社会的選択理論を基盤としつつも、あるところで大きく跳躍し、独自の観点から展開をとげてきたセン独自の社会的選択理論、ならびにその背景理論と、どこで、どのように接続

されるのか、どの部分をさらに発展させるものがあるのかを確かめることにある。

第二に、潜在能力アプローチにおける「測定」の問題を、その基礎概念——基数性、個人間比較、完備性——に立ち戻って再検討することである。潜在能力アプローチを適用する際には、何らかの意味で、潜在能力を基数的に測定し、個人間比較、個人内比較する作業は避けられないだろう。ただし、それはいったいどのような範囲で、どの程度なされるべき作業なのだろうか。また、潜在能力測定のベースとなる情報はどのように収集され、解釈されるべきものなのだろうか。

II 不変性要請と潜在能力概念

アローに始まる現代の社会的選択理論の流れにおいて、センの社会的選択理論のさわだった特徴は、個人的評価の情動的・規範的性質に分け入り、異なるソーシャル・イシューとの対応で、社会的評価の基礎とすべき個人的評価のあり方を考察した点にある。とりわけ注目されたのが、社会政策の対象とされる個々人の個人的評価の情動的性質、ならびに、社会政策の立案・実行主体となる個々人の個人的評価の規範的性質(とりわけ合理性)である。前者は、個人の私的情報を反映する個人的評価であり、社会政策の基礎的情報へ集約されていく。後者は、自他の私的情報を参照しながら、社会政策を判断する個人的評価であり、社会政策を選択する社会的評価へと集約されていく。センは、アロー型社会的選択理論において、混同されがちであった個人的評価のこれら2つの側面を区別しながら論ずる道を開いた。

ただし、次の2つの点が注記される。第一に、ここでいう社会政策の対象ならびに立案・実行主体は、同一の個人でありうる点である。個々人はそれぞれ、社会政策の情動的基礎となる個人的評価を保持するとともに、人びとの個人的評価プロフィールをもとに、社会政策の望ましさに関する個人的評価をも形成する。第二に、2つの個人的評価は、相互に影響しあって形成される点である。たとえば、潜在能力アプローチの適用にあたって、

まずもって問題となるのは、個々人の不利性を表現する個人的評価の同定である。ただし、どのように個々人の個人的評価を同定するかという問題は、(自分自身を含めた)個々人の不利性をどのように理解し、どのような政策的対応を推奨するかという、社会政策立案の問題と密接にかかわってくる。また、後者の評価は、個々人の個人的評価の同定プロセスを通じて徐々に確定されていく。

この点を確認したうえで、以下では、センの考案した「社会的厚生汎関数 (social welfare functional)」を手がかりとしながら、社会的選択理論と潜在能力アプローチの接続を検討したい⁶⁾。「社会的厚生汎関数」は、アロー型社会的選択理論の枠組みを基本的に踏襲しつつも、アローが採用した序数的個人間比較不可能な個人的評価以外の多様な性質をもった個人的評価、たとえば、基数的あるいは個人間比較可能な——水準・単位・比率の比較可能性——を広く俯瞰する枠組みを提示する⁷⁾。はじめにその定義を示そう⁸⁾。

いま、選択可能な社会状態に対して、一定の個人的評価(値)を対応させる仕方を個人的評価関数と呼ぼう。ただし、ここでいう社会状態とは、現在の状態を含めて、異なる代替的な環境(社会政策を含む)のもとで実現可能となる代替的な状態を表すものとする。また、個人的評価とは、それぞれの社会状態のもとで実現する個々人の客観的境遇とも、それぞれの社会状態で個々人が得る効用・厚生とも、あるいは、個々人の選好もしくは理性的評価とも解釈可能であるとする。また本人が形成した評価であるとも、政策主体がその個人に割り振った評価とも解釈可能である⁹⁾。

そして、 n 人の個人が形成する個人的評価関数の束を個人的評価関数プロファイルと呼ぼう。さらに、選択可能なすべての社会状態に対する「社会」の評価(社会状態を順序付ける)を社会的評価と呼ぼう。ここでいう「社会」の評価とは、選択可能な社会状態のどれを社会的に実現することがより望ましいかという政策的評価を意味するものとする。

異なる個人的評価関数プロファイルそれぞれに対して、一定の規則で、社会的評価をそれぞれ対

応させる関数が、「社会的厚生汎関数」である(個人的評価を集計して社会的評価を形成するという意味で、以下では「集計ルール」とも呼ぶ)。いま、任意の2つの社会状態に対する誰かの評価が変わったとしたら、個人的評価関数プロファイルも変化するので、対応する社会的評価(順序付け)も変化する可能性がある。たとえば、「一律10%の比例所得税制」と「5%から50%までの累進性の所得税制」という2つの選択可能な社会状態があるとしよう。当初、人びとの賃金は平準化されており、前者のもとで人びとはほぼ十分な可処分所得を享受していた。だが、賃金格差が拡大し、前者では十分な可処分所得を享受できない個人が出現するおそれが出てきたとしよう。このとき、2つの所得税制に対する社会的評価は変化するだろうか。

最初に考察すべき問題は、社会的厚生汎関数ならびに個人的評価関数の情報的性質である。もし社会的厚生汎関数が個人的評価関数のみを情報的基礎とし、個人的評価関数が本人の主観的で個人間不可能な序列情報のみを提供するとしたら¹⁰⁾、そして、2つの社会状態に関するすべての個人の序列が変化しないとしたら、個人的評価関数プロファイルは変化せず、社会的評価も変化しないことになる。それに対して、個人的評価関数が個人の境遇に関する基数的かつ個人間比較可能な情報を含むとしたら、社会的評価が変化する可能性がでてくる。たとえば、ある人びとは、税制改革に関する意見を求められた際には、小さな政府を支持して、現行制度の維持を主張するかもしれない(主観的な序列に変化はない)。だが、彼らの客観的な境遇が現行税制のもとで悪化することがあきらかであるとしよう。このとき、個人の境遇に依拠した個人的評価関数は大きく変化し、その変化が、2つの代替的な税制に対する社会的評価に反映される可能性がでてくる。

ただし、個人の境遇に依拠する場合にも、個人の状態をどの側面でとらえるかに応じて、個人的評価の変化のあらわれ方は違ってくる。たとえば、個人の状態をもっぱら疾病の有無でとらえる場合には、可処分所得は大きく低下したものの疾病にはかかっていない個人の個人的評価関数に対して

何の変化をもたらさないことになる。

本人の主観的反応も含めて、ある社会状態が個人にもたらす影響は、多側面にわたる。そのいずれに焦点をあてて形成されるかに依存して、個人的評価関数——ある個人の立場から社会状態を評価するものさし——は、複数存在することになる。そのうちのいくつかは、相互に矛盾をきたす可能性がある。また、いくつかは、直接矛盾はしないものの、社会的評価への反映のされ方に対して異なる方向性を示す可能性がある。はたして、どの側面に焦点を当てた個人的評価の変化や差異については、社会的評価に反映させる必要があるのか、どの側面をとらえる個人的評価の変化や差異であれば、社会的には「不変」として扱ってよいのか。このような問いの所在を端的に示すものが、センの「不変性要請 (invariant requirement)」[Sen 1977b]の概念である。すなわち、

【定義：不変性要請】

2つの対象 x と y が同一情報集合 I に属するならば、それらは同一の方法(J)で取り扱われなければならない。

不変性要請のもとでは、任意の2つの対象 x と y は、情報集合 I に関して“同様”であると判断されるかぎり、たとえ他の点に関してどれほど差異があろうとも、同一の方法 J で扱われなければならない。他方、他の諸点に関してどれほど類似点があろうとも、情報集合 I に関して“同様”であると判断されないかぎり、同一の方法 J で扱われる保証はない。例えば、いま x と y を任意の2人の個人としよう。この2人の個人が等しく扱われるとしたら、その背後には、特定の情報にことさら注目する特定の観点が存在するはずである。はたして、個々人のどんな変化や相違に注目し、どんな変化や相違に目をつぶるべきか。いかなる社会政策も、多様な人々の多様な側面を特定の観点から切り取ることを免れられない。多元的評価軸の選択をはじめから想定している「潜在能力」概念は、われわれが無意識になしているこのような情報の選択、観点の選択を可視化するものといえるだろう¹¹⁾。

III 潜在能力概念に基づく 社会的評価の形成手続き

続いて検討すべきは、社会的厚生汎関数による個人的評価関数プロファイルの「扱い方」(集計の仕方)、すなわち個々人の個人的評価関数をもとに社会的評価を構成する手続きをめぐる問題である。たとえば、任意の2つの社会状態に関して、すべての個人が一致した評価を下したにもかかわらず、それとは異なる社会的評価が形成されたとしたら、そこには個人的評価プロファイルの集合的な判断を超えた力が働いたことになる。はたして、そのような力は許容できるのだろうか。できるとしたら、どのような場合だろうか。あるいはまた、個人的評価関数プロファイルがある構造的な特徴をもつとき、社会的評価の形成方法に一定の規則性があらわれるとしたら、そこでは等しいものへの等しい扱いが実行されたことになる。はたして、どのような構造的な特徴に対して等しい扱いがなされたのだろうか。そのような構造的な特徴に焦点を当てることは、適切なのだろうか。

アロー型社会的選択理論は、はじめの問いに対して否定的であり、あとの問いに対して、個人の名前や選択肢の名前から独立に、どの選択肢集合に対しても、どのような評価関数プロファイルに対しても、2つの選択肢間の序列に関する構造の等しさを、社会的評価においても等しく扱うことを要請するものだった¹²⁾。個人的評価は合理的かつ序数的個人間比較不可能だという仮定をおいたうえで、これらの条件を同時に満たしつつ、合理的な社会的評価をもたらす集計ルール(アローのいう「社会的厚生汎関数」、センの枠組みでは「社会的厚生汎関数」)は存在しない、これが「アローの不可能性定理」として知られているものである。

われわれの関心からすれば、不可能性定理それ自体にはさほど意味がない。あらゆるプロファイルに対して、どんな選択肢集合からも、同一の方法で社会的評価を形成できるかどうかよりも、適切な「不変性要請」を内包する——たとえば、序数的で個人間比較可能な、あるいは、基数的で個人間比

較可能な「潜在能力」指標に基づいて——一定の個人的評価プロフィールをもとに、適切な手続きで、一定範囲内の社会状態に関して望ましい社会的評価を形成することにあるからだ¹³⁾。

ただし検討すべきは、アロー型社会的選択理論で公正な手続きとされてきた基準、たとえば匿名性と中立性、パレート条件、定義域の無限定性などの確からしさである。投票の局面においてそれらは民主主義的手続きの問題と解され、不平等や貧困の測定の文脈では、公正な集計手続きとも解されてきた。はたして、これらはわれわれが関心をもつ主題——潜在能力に関する社会的評価の形成——においても、適切さを失わないのだろうか。

たとえば、いま、ある情報的性質をもつ個人的評価プロフィールのもとで、2種類の所得税制に対する個人*i*さんの個人的評価関数に変化が認知され、それが社会的評価の変化に反映されたとしよう。そのとき匿名性の条件は、同様の変化が個人*j*さんに認知された場合もまた、社会的評価の変化に同様に反映されることを要請する。あるいはまた、他の2対の社会状態(たとえば、「民間医療保険制度」と「公的医療保険制度」)に対応する個人*i*さんの個人的評価が先の2種類の場合と同様であるとしよう。このとき中立性の条件は、この2つの社会状態に対する社会的評価も先と同様であることを要請する。さらに、パレート条件は、すべての個人が2つの社会状態に関して同一の序列をもてば、社会的評価はそれを反映することを、定義域の無限定性は、個々人のもつ評価関数に関して、それらが特定の情報的性質ならびに合理性の条件を満たす限り、どんなタイプをとろうとも、暗黙裡に排除しないことを要請する。

興味深いことは、先に検討した個人的評価関数の情報的性質の相違が、これらの手続き的基準にもたらす意味の相違である。個人的評価関数が、アローが想定したように、序数的で個人間比較不可能な性質をもつとすると、ここでいう「同様」とは、各個人の個人的評価における序数的関係の等しさを意味することになる。任意の2つの社会状態、任意の2人の個人に関して、個人的評価における序数的関係が同じでありさえすれば——たとえ個

人的評価の水準や差が大きく異なっていたとしても——、同様とみなされる。

それに対して、序数的で個人間比較可能な性質をもつ場合には、共通の序数的順序におけるポジションの等しさが着目される。共通の序数的順序のもとで同一順位を保持している2人の個人、2つの社会状態は同様とみなされる。ここでは、共通の序数的順序におけるポジションの相違は配慮されるものの、ポジションが同一であるかぎり、個人や状態の名前の相違は考慮されないという意味での匿名性・中立性は成立する。あるいはまた、基数的で個人間比較可能な性質をもつ場合は、共通の原点と間隔をもつ基数的尺度における水準の等しさ、あるいは差の等しさが着目される。共通の基数的尺度のもとで、同一の水準にある(あるいは同一の差をもつ)2人の個人、2つの社会状態は同様とみなされる。ここでは、共通の基数的尺度における水準(あるいは差)の相違は配慮されるものの、水準(あるいは差)が同一であるかぎり、個人や状態の名前の相違は考慮されないという意味での匿名性・中立性は成立する。たとえば、一定の基数値を下回る個々人の評価(とその変化)に関しては、同様の方法で社会的評価に反映する、あるいは、一定の共通の基数値を下回る社会状態(とその変化)は社会的評価に同様の方法で反映することが可能となる。

パレート条件はどうだろうか。パレート条件は、個々人の評価における序数的序列に依拠する基準であるから、個人的評価関数の情報的性質の相違を超えて、どの個人の評価においてもより優れている社会状態をよりよいと評価するという言明として適用可能である¹⁴⁾。だが、この言明は、他の規範的条件と直接的に衝突するおそれがある。たとえば個人間比較可能な評価をもちいて、個人的評価の相対的格差がより小さい社会状態こそをより高く評価するという平等基準が優先に課される場合、あるいは序数的個人間比較不可能な評価のもとで、どの個人も他者の境遇を高く評価していないような社会状態こそをよりよいとする無羨望基準が優先的に課される場合には、パレート条件はかならずしも満たされない。

定義域の無限定性もまた個人的評価の情動的性質の相違にかかわらず、適用可能である。個々人の持つ個人的評価関数がどんなタイプのものであろうとも、暗黙裡に排除しないというこの条件は、個々人がもちうる個人的評価の自由度を最大限に確保するといった規範的な解釈を可能とするほか、無規定な前提を極力小さくするという集計ルール(社会的厚生汎関数)の1つの特性、あるいは、モデルの内的完結性を高めるという理論の1つの特性としても解釈される。たとえば、規範的な要請によって、個々人がとりうる個人的評価関数の範囲を制約する必要性がでてくるとしても、それは集計ルール(社会的厚生汎関数)に課せられる条件として明示することができるし、そうすることが望ましいとも考えられる。だが、われわれの関心からすると、アロー型社会的選択理論においては、そこに、序数的で個人間比較不可能な評価に限るという限定があったこと、他の情動的性質をもつ個人的評価が、暗黙裡に排除されていた点が、むしろ問題となってくる。

個人的評価の情動的性質に注目するセンの関心は、どの情動的性質が優れているかを論ずることにはなかった。そうではなくて、本来比較できないもの、水準や差をとることに意味がないことがらを、無理に比較し、数値化するという愚かさをさける一方で、少なくとも社会政策の実施に資する範囲で、個人間比較し、水準や差を採らなくてはならない問題をおざなりにしないことにあった。そしてまた、異なる情動的性質をもつ個人的評価のどれを、なぜ、用いているのか、その理由と妥当性を、本人と他の人びとが反省的に吟味することを可能とすることにあった。アローの課した限定は、その可能性を閉ざすことになる。

ただし、アロー型社会的選択理論に対する彼の批判は、そこにとどまらない。彼の批判はそこで前提とされていた「完備性」の仮定にも向かった。次節ではこの問題を論じよう。

IV 非完備の評価のもとでの「基本的潜在能力の保障」原理の定式化

「完備性」とは、評価が合理的であるための1つの条件であり、選択対象とされるすべての社会状態が互いに比較可能であること、すなわち、選択肢集合の中の任意のペアに関して、どちらがよりよいか、どちらも無差別であるかを判断できることを意味する。アローは、個人的評価に関して、個人間での比較可能性をいっさい否定する一方で、個人内では、すべての社会状態が比較可能であることを仮定した。完備性は、反射性・推移性と並んで、個人の「合理性」を特徴づける¹⁵⁾。

だが、個人は、通常、所与の選択肢集合に関して、完備的な評価を形成しようとは限らない。また、完備的な評価を社会的評価の情動的基礎にすることが、常に、適切であるとは限らない。たとえば、先述した例において、実質賃金の大幅な低下により、一律比例税制のもとではより少ない可処分所得しか得られないにもかかわらず、小さな政府の観点から累進課税制よりも一律比例税制を高く評価する個人を考えよう。その彼が、あるとき、低賃金であるばかりでなく疾病をもつ人々にとっては累進課税制のもとでより高い福祉を享受できることを知ったとしよう。その事実を深刻に受け止めた彼は、この2つの社会状態を、即座には、順序付けることができなくなるかもしれない。そして、この2つの社会状態に関する彼の沈黙が、両者の評価を決定するパレート条件の稼動をぎりぎりのところでくいとめるかもしれない。

ただし、ある社会状態のもとで実現する本人の「所得」をその社会状態に対する本人の個人的評価とする場合には、基数的個人間比較可能で、かつ——データ上の困難を克服すれば、少なくとも理論的には——完備的な個人的評価関数プロファイルを構成することができる。この場合には、この個人的評価関数プロファイルをもとに、個人の名前、社会状態の名前に関する匿名性・中立性、パレート条件、定義域の無限定性を満たしつつ、各社会状態における個人的評価の総計が大きい

順に社会状態を順序付ける完備的な社会的評価を形成することができる。功利主義(総計主義)原理をみたす集計ルールである¹⁶⁾。

あるいは、同じく、個人の名前、社会状態の名前に関する匿名性・中立性、パレート条件、定義域の無限定性を満たしつつ、各社会状態で実現する最小ポジションの評価を相互に比較して、その値の大きい順に社会状態を順序付ける完備的な社会的評価を形成することができる。ロールズ格差原理をみたす集計ルールである¹⁷⁾。この場合、最小ポジションの評価がそのまま社会的評価に反映されるという意味では、最小ポジションがアローのいう独裁者になる。だが、各社会状態で実現する最小ポジションの担い手は同一人物ではないので、1人の個人の個人的評価がそのまま社会的評価になるという独裁性はまぬがれる。

さらに、パレート条件は満たさないものの、匿名性・中立性、定義域の無限定性を満たしつつ、それぞれの社会状態における個人的評価の格差に焦点を当て、格差が小さい順に社会状態を順序付ける完備的な社会的評価を形成することができる。相対格差最小化原理をみたす集計ルールである。

それに対して、ある社会状態で享受可能となる本人の「潜在能力」をその社会状態に対する本人の個人的評価とする場合はどうだろうか。「潜在能力」は、通常、多元的評価軸(複数の機能リスト)から構成される。この場合には、基数的であれ、序数的であれ、個人間であれ、個人内であれ、すべての社会状態を比較する完備的な個人的評価関数を構成すること、それらをもとに完備的な社会的評価を形成することは困難となる。だが、次のような手順で、「完備性」の要求を弱めるならば、ロールズ格差原理をみたす社会状態の選択、さらには、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」社会状態の選択は可能となる。

はじめに、各社会状態で実現する個々人の潜在能力を序数的に比較し——完備的ではないにせよ——、他の人々の潜在能力をドミナントしない個々人を特定化し、彼らの潜在能力を「最小潜在能力」とみなす。続いて、各社会状態で実現する

最小潜在能力を序数的に比較し——完備的ではないにせよ——、少なくとも他の社会状態で実現する最小潜在能力にドミナントされない社会状態(複数であってもよい)を特定化し、それを「最大の最小潜在能力」を実現する社会状態とみなす。ロールズ格差原理をみたす集計ルールは、この社会状態の集合を選択するような社会的評価——完備的ではないにせよ——をもたらす。

あるいはまた、ある社会の中で、人びとが普通に暮らしていくために必要な「基本的潜在能力」が基数的に特定化できたとしよう。さらに、上記の「最小潜在能力」がこの基本的潜在能力を下回らない社会状態(複数であってもよい)が特定化できたとしよう。このとき、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という分配原理をみたす集計ルールは、この社会状態の集合を選択するような社会的評価——完備的ではないにせよ——をもたらす。この集計ルールも、パレート条件、匿名性・中立性、定義域の無限定性を満たす。ロールズ格差原理(またここでは扱わなかったが相対格差縮小原理も)は、結果的に実現する人びとの潜在能力が十分な水準となることを要求しない。それに対して、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という分配原理は、最小潜在能力が最大化されることを保証しない代わりに、最小潜在能力が十分な水準となることを要求する。

1つ注記をしておこう。先述したように、ある評価が「完備的ではない」とは、相互に比較することができない社会状態を残しているという意味である。すなわち、2つの潜在能力に関して、どちらが他より有利であるとも、同程度(無差別)であるとも判断できない場合があるという意味である。たとえば、上記の議論で、「少なくとも他の社会状態で実現する最小潜在能力にドミナントされない社会状態」、あるいは「最小潜在能力が基本的潜在能力を下回らない社会状態」が複数である場合、それらは相互に比較できない可能性がある。また、それ以外の社会状態(ドミナントされる社会状態、あるいは、下回る社会状態)同士もまた、相互に比較できない可能性がある。だが、それらの非完備性それ自体は、ロールズ格差原理あるいは、「すべ

ての個人に基本的潜在能力を保障する」という分配原理を実現するうえでは妨げにならない点に留意が必要である。ここで残された非完備性の部分に対して、さらに順序をつけたい場合には、他の基準を組み合わせればよいことになる。

この点を確認したうえで、続いて考察すべきは、ここで想定されている限定的な比較の現実的な可能性である。すなわち、各社会状態で実現する最小潜在能力を序数的に比較(完備的ではないにせよ)し、少なくとも他の社会状態で実現する最小潜在能力にドミナントされない社会状態を特定化することができるかという問題、そしてまた、「基本的潜在能力」を基数的に特定化し、各社会状態で特定化される「最小潜在能力」が基本的潜在能力を下回らない社会状態を抽出することができるかという問題である。理論的には、これらは完全に客観的に同定されると想定すること(したがって、あとは実証経済学の手にて委ねてしまうこと)も単一の個人(政府)によって同定されるのだと想定することもできる。あるいは、再度、社会的選択理論の枠組みにもどって、個々人の主観的判断、たとえば、各人が形成する非完備的な「序数的個人間比較可能な個人的評価プロファイル」をもとに同定される、と想定することもできる。それぞれの想定には独自の利点と問題点が含まれているものの、ここではその検討に立ち入らず、具体的な現実に戻って問いを考察していきたい。

V 潜在能力概念の多元性——

3つの不利性に対応する正義の構想

先述したように、ケイパビリティ・アプローチの特徴は、人びとの被っている不利性をより客観的に、けれども可能なかぎり個別的・総体的にとらえたうえで、適切な資源再分配政策を構想しようとする点にある。だが、その適用にあたって、最初に考慮すべきことは、個人の不利性をとらえる視点それ自体が質的に異なっている可能性がある点である。事実、次の3つの種類の不利性を互いに比較することは困難である。

第一は、常に、ある時点でのある個人の結果状

態をもって捕捉することが適切ではないような不利性である。たとえば、歴史的・社会的・自然的災害、犯罪などに遭遇した人びとが被る不利性は、もともと社会状態が大きく異なる人びとに覆いかぶさる不利性であり、個々人の状況は依然としてばらばらである可能性がある。この場合には、結果状態に注目するよりも、不利性を引き起こした原因に直接、焦点を当てながら、被った被害とそれに抗して生き続けることの人間の意味を分析した方が適切であるかもしれない。

第二は、不利性をもたらす特定の要因や発生しがちな追加的な必要を特定化できるような不利性である。たとえば、性、年齢、障害、国籍、就労状態、家族構成(ひとり親、離別・死別、単身)など特定の自然的・社会的属性を理由とする不利性(シングル・マザー、在日外国人、不況期の若者なども含まれる)が、これに相当する。この場合には、市場その他における価格情報を手がかりにして、彼らが追加的に必要とする財やサービスを貨幣評価することによって、不利性を緩和するための政策を立案することができる。

第三は、特定の原因や要因、必要などで特徴づけることが困難であるものの、ある時点である個人が現に被っている不利性である。この場合には、ある社会で生活するうえで、決定的に重要な諸機能を実現する「基本的潜在能力」を特定化したうえで、ある時点でのある個人の潜在能力上の不足を補う政策が適切となるだろう。本人の潜在能力上の不足を補うための方法は、所得や資産、人的資源の保有状況や本人の資源利用能力などに関する私的情報をもとにして測定されることになる。

従来、潜在能力アプローチでは、これら3種類の不利性が相互に区別されないまま、あるいは、もっぱら3つめの不利性が暗黙裡に想定されたまま、ある時点である個人が被っている潜在能力上の不足という結果状態のみが注目されてきた。だが、これら3つの不利性にわたって、基数的で個人間比較可能な評価を完備的に構成することはほぼ不可能であることが容易に推察される。また、3つの不利性を通して「最も不遇なポジション」を特定化すること、あるいは、それを最大化する社会状

態を特定化することは、困難であるばかりでなく、危険であると考えられる。

なぜなら、これら3つの不利性が通約不能な質的相違をもつばかりでなく、これら3種類の不利性に対応する社会政策は、次のような異なる正義の構想に基づき、異なる側面における衡平性や平等性を要求するからである。それぞれはなぜ、どのように不利性を補償すべきなのかという問いに異なる視点を提供する¹⁸⁾。

1つ目の不利性に対応する政策は、アリストテレスがいうところの「矯正としての正義」にもとづく。それは、原状の回復を目的として、喪失分に対応する資源の補償が、責任ある当事者のみならず、社会的責任において遂行されることが要請される。資源の補償にあたっては、損害と受益との算術的衡平性が要請される。

2つ目の不利性に対応する政策もまた、不当性の判断にもとづく補償的性格をもつ。ただし、ここでの不当性の判断は、原因となった属性そのものではなく、属性に対する制度的な扱いに向けられる。例えば、女性であること、老齢であること、身体的・精神的特徴が「標準」から乖離していることそれ自体は、マイナスの価値とも不当ともいえないからだ。不当性の問題は、それらの属性に対する制度的な扱い、すなわち、それらの属性がもたらす自然的不利益を放置しておく、あるいは、それらを社会的・経済的不利益へと一層、拡大していくような人為的な制度（慣習・法・システム）において発生する。例えば、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離している個人が、基本的な生活を送ることが困難なまま放置されているとしたら、あるいは、そのことを理由として社会的活動に参加する機会、財・サービスの利用機会を実質的に——形式的に閉め出されるのみならず、機会を実際に利用する手立てをもたない——制約されるとしたら、さらには、社会的活動に参加する意欲、あるいは活動する意欲それ自体を自ら抑制してしまっているとしたら、これらを黙認する制度は不当だという判断が形成されうるだろう。その際には、これらの不利益をもたらすことのない理念的制度を参照点としながら、いわば反射的に、補償すべき経

済的給付が測定され、提供されることになる。同様に、給付の対象を限定するものの、不当性の判断ではなく、人々が共有する特定の社会的価値を根拠として、それを促進する観点から、特定の需要に対して経済的給付がなされる場合がある。例えば、少子化現象に対して人々の多くが危機感を抱き、子育てに伴う特別の需要が「社会的な」需要とみなされるとしたら、公的な経済的給付を行う施策が支持されるかもしれない。この場合、給付の目的は、現に子育てを行っている家計を援助することのみならず、子育てに対する潜在的な需要にも向けられるため、少子化現象の緩和という社会的価値が促進されることになる¹⁹⁾。この政策では、基本的潜在能力をもつために各集団が必要とする追加的資源と各集団が特別に受給する便益との衡平性を要求する。

3つ目の不利性に対応する政策は、端的に、ある個人に対して、基本的福祉を保障しないことは、端的に不正義だという発想に基づく。そして、どの個人も基本的福祉を享受できるように、個々人の必要に応じて資源が提供される。これは、個々人の持つ価値に注目する点で、アリストテレスの配分的正義——共同体で価値ある財を「価値に応じて」配分する——と共通する。ただし、配分の情報的基礎となる個人の価値は、本人の為したさまざまな貢献を束ねたものではなく、ひととしての等しさとして解釈する必要があるだろう。あるいはまた、すべての個人に等しくその存在的価値を保障せよ、という正義の構想として理解される。日本の生活保護制度を規定する「生存権(right to well-being freedom)」規定は、このような正義の構想に裏づけられたものである。

留意すべきは、第一に、これら3つの不利性に対応する政策は、異なる正義の構想に依拠しているので、複数の不利性が1人の個人に集中した場合は、並立して適用される点である。たとえば原爆被害者を考えよう。はじめの政策は、被害時点から現在に至るまで累積された身体的・精神的損害をカバーするのに必要な補償を探そうとする。3番目の政策は、機能リストをもとに、基本的潜在能力を保障するうえで必要な資源を探そう。2番目の政

策は、彼女が属しているグループに共通の追加的資源を特定化するだろう。ただし、実際の適用にあたっては、財やサービスの結合生産的性質が考慮されるだろう。

留意すべきは、第二に、社会の義務を明確にするためには、これら3つの政策は、対応する権利概念（あるいは少なくとも権原概念）をもつことが望ましいという点である。権利を行使するか否かは、最終的には本人の意思に委ねられ、たとえある個人において権利は行使されなくても、たとえば、ある社会政策によって守られることが公然となったグループ、ある社会的カテゴリーから離れたいという思いから、受給を拒むとしても、権利それ自体は残される、という点に意味がある。

以上の議論より、潜在能力アプローチにおいては、「測定」の意味が、従来のアプローチとは大きく異なってくる点が確認された。個人間比較どころか、個人内であっても選択可能なすべての社会状態を比較することはきわめて困難になってくる。人びとの被っている不利性をより客観的に、けれども可能なかぎり個別的・総体的にとらえようとするならば、相互に通約不可能な観念や複数の異なる正義の構想と呼応する、複数の非完備的な社会的評価を包含することは避けられないだろう。重要なことは、たとえそうであっても、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」分配原理を放棄する必要はない点である。この原理を機能させる秘訣は、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という目標それ自体の多元性に注目することにある。最後に、この点を確認して結びとしよう。

VI 結びに代えて——「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」社会的評価の形成

すべての個人に基本的潜在能力を保障することは、ただちにすべての個人の結果状態において単一の「潜在能力」価値を保障することを意味しない。たとえば、原爆被爆によって不利性を被った個人においては、人生の目標や価値に関する考えが大きく変化したために、社会の多くの人びとにとって決定的に重要な機能リストが、彼にとってはあまり

意味をもたなくなるかもしれない。彼は、むしろ、自分の被った社会的被害が二度とおこらないように、被害の証言者として生きることを選び取るかもしれない。この場合には、原爆被害と彼自身の行動に関する人びとの認知こそが彼が生き続けることを支えるだろう。そして、たとえば、ニューヨークで核兵器廃絶の訴えを行う企画に参加するために、飛行機チケットを——疾患を抱える場合にはファーストクラスの——得ることが、彼の基本的潜在能力を大きく支えるだろう。あるいはまた、特定の理由や特別な必要によって不利性を被っている場合には、そもそも社会的に移転可能な資源によっては、他の人びとと同様の基本的潜在能力を享受することは不可能なときもある。この場合には、基本的潜在能力の機能リストに対して、個別的な修正が施される必要があるかもしれない。

このように、異なる不利性を被った人びとの個別性・特殊性を配慮しながら、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という目標それ自体が再定義されたとしたら、それぞれの不利性に対応する正義の構想や平等性の概念に基づいて、匿名性・中立性・定義域の無限定性の要請をみだしつつ、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」政策を支える社会的評価の形成が可能となるだろう。このような文脈においては、選択可能なすべての社会状態に関して、また、あらゆる個人の個人的評価に関して合理的な順序を形成せよ、というアロー型社会的選択理論の要請は、不適切だといわざるをえない。

以上、本稿では、潜在能力アプローチで未解決なまま残されている問題を、センの社会的選択理論によって考察する作業を行った。その作業は、潜在能力アプローチを補強する背景理論を提供するとともに、社会的選択理論におけるセンのオリジナリティを解明することにもなった。ここではさまざまな背景理論を伴った潜在能力アプローチを潜在能力理論と呼びたい。最後に、この潜在能力理論が決して閉じられた理論ではない点を確認して結びに代えよう。

潜在能力理論の特性は、一人ひとりの個人を、それぞれの総体において理解しようとする一方

で、財やサービスの代替可能性・交換可能性を頼みとする広範囲な資源移転システムを用いて、個々人の基本的潜在能力の不足を補う政策立案を志す点にあった。はたして、個々人の不利性のどの部分を社会政策——すなわち社会的責任においてその不足を補う政策——の対象とすべきか、はたして、どのような個人に対してはどのような資源給付をなし、どのような個人に対してはどのような資源拠出を要求できるか、資源配分の目的と利用可能な手段を制約条件としたうえで、実行可能な資源分配システムを設計することが、潜在能力理論の関心となる。その関心は従来の経済学理論と接続する。だが、従来の経済学理論と大きく異なるのは、それが内的に完結したモデルや理論を志向しない点にある。

たとえば、個々人の不利性について何が原因なのかを分析するためには、さまざまな理論の助けを借りる必要がある。フェミニズム、〈新〉植民地主義論、多文化主義理論、国際金融理論、個人の生活史（バイオグラフィー）研究、集団の生活史（エスノグラフィー）研究、極限状況における人間行動に関する社会心理学など、枚挙にいとまがない²⁰⁾。潜在能力理論は、それらの理論の助けを借りながら、いま（歴史的現在）、ここ（社会的文脈）にいる個人の生に軸足を置く。とりわけ市場の成熟した社会においては、他では決して代替してできないもの、経済財では決して償いえないものの価値に留意しながら、移転可能で汎用性の高い経済財をどう分配するかが、潜在能力理論の焦眉の課題となってくる。

注

- 1) Gorman [1968], Lancaster [1966] 参照のこと。
- 2) Sen [1985]. 潜在能力アプローチの概要に関しては、鈴木・後藤 [2001, 2002], 後藤 [2006c] を参照のこと。また、社会保障研究における意味合いについては、後藤 [2006a, b], 後藤・阿部他 [2004] などを参照のこと。
- 3) Sen [1985], p.54, pp.77-78.
- 4) Sen [1973, 1997] 参照のこと。Sen [1973] では、「共通部分準順序」と呼ばれている。また、Sen [1997] では、共通部分アプローチとしてより詳細な説明がなされている [Sen 1997, pp.149ff]。
- 5) このあたりの議論については、センのノーベル

賞受賞講演「社会的選択理論の可能性」にコンパクトにまとめられている。また、*Rationality and Freedom* [Sen 2002] の序文を参照のこと。

- 6) 本稿が社会的厚生汎関数に注目する理由は、すぐ後で述べるように、それが個人的評価の情動的性質を広く俯瞰する枠組みをもつからである。しかも後述するように、ここで定義されている個人的評価は、かならずしも本人のもつ評価とは解釈されない点にある。後者の点は重要である。なぜなら、センは、潜在能力の評価に関して、「あるひとにはひとつの評価関数を用い、別のひとには別の評価関数を用いたうえで、二人の個人の相対的福祉の評価関数間比較を行うという可能性は存在しない」と述べているからである。ただし、この主張自体には再検討の余地があるだろう。
- 7) ただし、「評価」は実数値表現をとることを前提としているという限定性はある。事実、Sen [1970] においてそれは、「効用」と表記されている。だが、その意味は、決して伝統的経済学における「効用」概念と同一のものと解釈される必要のないことについては、たとえば、d'Aspremont, C. & L.Gevers [2002] 参照のこと。
- 8) Sen [1970], d'Aspremont, C. & L.Gevers [2002] 参照のこと。
- 9) 数学的には、個人的評価関数は、 $X \times N$ 上で定義される実数値関数 U を集合 $\{i\}$ に制約した関数 $U(x, i)$ として定式化される。したがって、それは個人 i 自身が形成している評価ではなく、実数値関数 U をもつ主体（たとえば政策立案主体）がもつ個人 i に関する評価と解釈できる。もちろん、個人 i 自身が政策主体者になることも考えられる。その場合には、たとえば、それぞれの個人が $U_i(X, N)$ をもつモデルへと拡張されるだろう。
- 10) 同一個人内で正の単調変換された評価関数はすべて等しいものと扱われる。が、個人間の評価関数にはいっさいの変換関係は考慮されない。ある社会状態 x のもとでの個人 i の評価と個人 j の評価のどちらがより高い水準にあるかは比較できないとする。
- 11) Sen [1985, 1992] 他参照。
- 12) アローは、この法則性を4つの条件（定義域の無限定性、パレート条件、無関連対象からの独立性、非独裁制）で表した。それは民主主義の最小限の要請とも言われる。これらの条件は、その後、多くの論者によって検討され、さまざまなヴァリエーションをもたらした。本稿の以下で記述する匿名性と中立性もそのヴァリエーションの1つである。匿名性は、アローの非独裁制の十分条件であり、中立性は、アローの無関連対象からの独立性の十分条件であり、いずれもアローのもともとの条件よりも強いが、その意味は直観的によりつかみやすい。
- 13) たとえば、センは、推移性条件を弱めたうえで、

- 独裁制条件を匿名性条件に替えるならば、パレート無差別ルールが(それだけが)導出されることを示した[Sen 1997, p.14(日本語訳のページ)]。
- 14) 厳密には、ここで定義されたパレート条件は、「パレート弱公理」と呼ばれるものである。ロールズ格差原理を特徴づけるものとして、ここではこの条件に注目している。後藤[2002]参照のこと。
 - 15) Arrow [1951]。
 - 16) 厳密にいうと、功利主義は、基数的で、個人間単位比較可能性が満たされることを要求する。
 - 17) ロールズ格差原理は、序数的で個人間水準比較可能性を要求する。
 - 18) 社会政策を支える正義概念の詳細については、たとえば後藤[2006d]参照のこと。
 - 19) 当然ながら、特定の事柄を社会的価値と位置づけることには、熟議を要する。ひとたび社会的価値とされたものが、際限のない特権にすりかわるおそれがあるからである。
 - 20) ここでは、すべてについて関連する文献を挙げることができないが、「〈新〉植民地主義」という概念を提示した西川[2006]のみを挙げておきたい。
- 参考文献**
- Arrow, K. J. (1951/1963): *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New York: Wiley. (長名寛明訳, 『社会的選択と個人的評価』, 日本経済新聞社, 1977)。
- d'Aspremont, C. & L. Gevers (2002) "Social Welfare Functionals and Interpersonal Comparability," Arrow, K. J., A. K. Sen and Suzumura K. (eds.) *Handbook of Social Choice and Welfare*, vol.1, Amsterdam: North-Holland, pp.459-541.
- Gorman, W. M. (1980): A Possible Procedure for Analysing Quality Differentials in the Egg Market, " *Review of Economic Studies*, Vol.47, pp.843-856.
- Lancaster, K. J. (1971): *Consumer Demand: A New Approach*, New York: Colombia University Press. (桑原秀史訳, 『消費者需要』, 千倉書房, 1989)。
- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鉤次監訳, 『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979)。
- Sen, A. K. (1970): *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day.
- Sen, A. K. (1973): *On Economic Inequality*, London: Oxford University Press. (杉山武彦訳, 『不平等の経済学』日本経済出版社, 1977)。
- (1977): "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis", *Econometrica* 45.
- (1997): *On Economic Inequality*, expanded edition with a substantial annex by James E. Foster and Amartya K Sen, Oxford: Clarendon Press(鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社, 2000年)。
- (1985a): *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳, 『福祉の経済学—財と潜在能力』, 岩波書店, 1988)。
- (2002): *Rationality and Freedom*, Cambridge: Harvard University Press.
- 後藤玲子(2002)『正義の経済哲学: ロールズとセン』, 東洋経済新報社。
- (2006a)「正義と公共的相互性: 公的扶助の根拠」『思想』「特集 福祉社会の未来」, 第983号, 第3号, pp.82-99。
- (2006b)「自立の社会的基盤と公的扶助」, 『賃金と社会保障』, 1426号(9月下旬号), pp.4-10。
- (2006c)「アマルティア・セン——近代経済学の革命家——」八木紀一郎・高哲男・鈴木信雄・大田一廣編『新版経済思想史——社会認識の諸類型』, 名古屋大学出版会, pp.327-341。
- (2006d)「社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う」, 『社会福祉研究』, 第97号, pp.32-40。
- 後藤玲子・阿部彩他(2004)「現代日本社会における〈必要〉とは: 福祉に関する意識調査より」『季刊社会保障研究』Vol.36.1, pp.38-55。
- 鈴木興太郎・後藤玲子(2001/2002)『アマルティア・セン: 経済学と倫理学』実教出版, p.339。
- 西川長夫(2006)『〈新〉植民地主義論』, 平凡社。

(ごとう・れいこ 立命館大学教授)